

株 主 各 位

第150回 定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

主要な事業内容および事業所……………	1 頁
会計監査人に関する事項……………	3 頁
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況…	4 頁
連結株主資本等変動計算書……………	9 頁
連結計算書類の「連結注記表」……………	10 頁
株主資本等変動計算書……………	21 頁
計算書類の「個別注記表」……………	22 頁

法令および当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、上記の事項は監査等委員会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りしております。



神戸電鉄株式会社

主要な事業内容および事業所（2025年3月31日現在）

① 運 輸 業

事業内容	主 要 な 事 業 所 ま た は 施 設
鉄 道 事 業	[神戸電鉄(株)] 営業キロ 69.6km(有馬線 22.5km、三田線 12.0km、公園都市線 5.5km、 粟生線 29.2km、神戸高速線 0.4km) 駅 数 47駅 車 両 数 140両(客車 140両)
バ ス 事 業	[神鉄バス(株)] 営業キロ 17.5km 車 両 数 94両(乗合旅客 16両、貸切旅客 77両、特定旅客 1両) 営業所等 神鉄バス本社、星和台営業所(以上神戸市北区)
タ ク シ ー 業	[大阪神鉄豊中タクシー(株)] 車 両 数 102両 営業所等 大阪神鉄豊中タクシー大阪営業所(大阪市淀川区)、豊中営業所(豊中市) [神鉄タクシー(株)] 車 両 数 57両 営業所等 神鉄タクシー本社(神戸市北区)

② 不動産業

事業内容	主 要 な 事 業 所 ま た は 施 設
土 地 建 物 賃 貸 業	[神戸電鉄(株)] 主要な賃貸施設 神鉄ビル(神戸市兵庫区) 北鈴神鉄駅ビル、西鈴神鉄ビル、谷上ＳＨビル(以上神戸市北区) 小野神鉄ビル(小野市) 他
発電および売電事業	[神戸電鉄(株)] 太陽光発電所 2 か所(神戸市西区)

③ 流 通 業

事 業 内 容	主 要 な 事 業 所 ま た は 施 設
食 品 ス ー パ ー 業	[㈱神鉄エンタープライズ] 神鉄食彩館 6店舗(神戸市兵庫区、北区、須磨区)
コ ン ビ ニ 業	[神鉄観光㈱] セブン・イレブン 6店舗(神戸市兵庫区、北区)
飲 食 業	[神鉄観光㈱] ケンタッキーフライドチキン 2店舗(尼崎市、茨木市)

④ そ の 他

事 業 内 容	主 要 な 事 業 所 ま た は 施 設
保 育 事 業	[神戸電鉄㈱] 保育園 4園(神戸市北区、三田市、三木市) 学童保育所 1校(小野市)
健 康 事 業	[神戸電鉄㈱] スイミングスクール 2施設(神戸市北区、東灘区)
介 護 事 業	[神戸電鉄㈱] 介護事業所 2か所(神戸市北区、三田市)
建 設 業	[㈱神鉄コミュニティサービス] 神鉄コミュニティサービス谷上事務所(神戸市北区)

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	35百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりません。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金に係る特例の認定申請に対する手続業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社が、取締役会において会社法等に基づき、業務の適正を確保するための体制について決議した内容は、次のとおりであります。

①当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社およびグループ会社においてより質の高いコンプライアンスを推進していくため、「神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアル」を作成・配付し、法令遵守等について当社グループの役職員の意識を高めるとともに、定期的に研修を実施する。

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社およびグループ会社ならびに取引先の役職員等が利用することのできる内部通報制度を設ける。

当社およびグループ会社において法令等に違反する重大な事象が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、当社監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）に報告する。

他部門からの独立性を確保した内部監査部門を設置し、同部門は、当社の監査等委員会と連携して、当社およびグループ会社を対象に内部監査を実施する。

財務報告に係る内部統制については、当社およびグループ会社の責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社およびグループ会社において必要な体制を整備する。

②当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い適切に保存・管理し、当社の監査等委員はこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるものとする。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定め、その規程を制定・改定する際は、当社の監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）と事前に協議を行う。

③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社におけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門または各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各部門または各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、適時見直しを行う。

当社およびグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を直ちに設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に止める体制を整備する。

上記事項を定めるリスク管理に関する規程に従い、当社およびグループ会社のリスク分析やリスク対応の状況等について、適時当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

④当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会に加えて経営会議、グループ経営会議を設置し、当社および当社グループの経営方針および経営戦略や経営計画に関わる重要事項については、経営会議、グループ経営会議の審議を経て、取締役会において決定するものとし、その進捗状況および成果については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の権限と責任の所在および執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時当社およびグループ会社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

経営に関する意思決定においては、中期および年度の経営計画、月次の業績報告等に基づき合理性、妥当性を十分に審議することにより、経営判断の適正性を確保する。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社およびグループ会社においてＩＴ化を推進する。

当社およびグループ会社の資金調達を一元化することにより、業務の効率性および資金の流れの透明性を確保する。

⑤グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの中期および年度経営計画については、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況について、当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、またグループ会社が当社に適時報告する体制を整備する。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）と協議し、必要な人員を配置する。

⑦当社の監査等委員会を補助する使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会を補助する使用人の異動・評価等に関しては、監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）と事前に協議を行う。

当社の監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会（監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該監査等委員）の指揮命令によりその職務を行う。

⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員が出席する取締役会に加え、監査等委員会が常勤の監査等委員を選定した場合は、当該常勤の監査等委員が出席する経営会議、グループ経営会議等において当社およびグループ会社の重要事項の報告を行う。

当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人等が業務執行の状況等につき当社の監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

内部監査部門は、当社の監査等委員会に対し、内部監査活動に関する報告を適時行うほか、内部通報制度の運用状況を定期的に報告する。

当社の監査等委員会に報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行わないこととする。

⑨当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

⑩その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、内部監査部門が実施する監査計画について事前に説明を受けるとともに、追加監査の実施等、必要な措置を求めることができる。

当社の監査等委員会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

当社グループは、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、役職員を対象とした各種研修等を実施しております。また、内部通報制度の周知にも努めております。

内部監査については、内部監査部門が当連結会計年度における重要なテーマ等を設定して、それに基づき当社およびグループ会社を対象に監査を実施しております。また、同部門は、財務報告に係る内部統制について、有効性の評価を行っております。

反社会的勢力との関係遮断については、その徹底を図るため弁護士や警察等の外部機関等との情報交換を継続的に実施しております。

②リスク管理に関する取組

当連結会計年度におけるグループ共通のリスク項目を掲げ、それをもとに当社およびグループ会社がそれぞれ重点目標を設定し、各リスクの低減に向けて対策を立案する等の取組を実施しております。

また、執行役員、常勤の監査等委員およびグループ会社の社長等で構成されるリスク管理委員会を開催し、リスクへの対応状況の確認等を行い、その内容を取締役会に報告しております。

③取締役および執行役員の職務執行の適正および効率性の確保に関する取組

当社グループでは、取締役会のほか、経営会議やグループ経営会議等を定期的に開催しており、経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な投資案件について、十分に審議することにより経営判断の適正性を確保しております。

また、業務の効率性と適正性を確保するため、グループ全体でＩＴ化を推進したほか、グループ内の資金調達や資金管理を一元化しております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組

グループ会社の重要な事項については、当社の取締役会やグループ経営会議等で審議するとともに、グループ会社の年度経営計画の進捗状況等についても、毎月報告を受ける体制を確保しております。

⑤監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組

監査等委員が取締役会等の重要な会議に出席したり、常勤の監査等委員が稟議書等を常時閲覧したりすること等により、速やかに必要な情報を得られる体制を確保しております。

また、監査等委員会は効率的な監査を実施するため、定期的に外部会計監査人や内部監査部門等と意見交換を行っております。

なお、監査等委員会の職務を補助する体制として担当スタッフを配置しており、同スタッフは常勤の監査等委員の指揮命令に基づき職務を行っております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額および株式数の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

|                                  | 株 主 資 本       |              |            |               |
|----------------------------------|---------------|--------------|------------|---------------|
|                                  | 資 本 金         | 利 益 剰 余 金    | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計   |
| 当 期 首 残 高                        | 百万円<br>11,710 | 百万円<br>8,697 | 百万円<br>△95 | 百万円<br>20,313 |
| 当 期 変 動 額                        |               |              |            |               |
| 剰 余 金 の 配 当                      |               | △80          |            | △80           |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 |               | 1,150        |            | 1,150         |
| 自 己 株 式 の 取 得                    |               |              | △295       | △295          |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩            |               | △0           |            | △0            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）              |               |              |            |               |
| 当 期 変 動 額 合 計                    | －             | 1,070        | △295       | 774           |
| 当 期 末 残 高                        | 11,710        | 9,768        | △391       | 21,087        |

|                                  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                  |                    |                               |                                 | 純資産合計         |
|----------------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------|
|                                  | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |               |
| 当 期 首 残 高                        | 百万円<br>642                    | 百万円<br>0         | 百万円<br>1,480       | 百万円<br>506                    | 百万円<br>2,629                    | 百万円<br>22,942 |
| 当 期 変 動 額                        |                               |                  |                    |                               |                                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当                      |                               |                  |                    |                               |                                 | △80           |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 |                               |                  |                    |                               |                                 | 1,150         |
| 自 己 株 式 の 取 得                    |                               |                  |                    |                               |                                 | △295          |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩            |                               |                  |                    |                               |                                 | △0            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）              | 96                            | △0               | △98                | △176                          | △177                            | △177          |
| 当 期 変 動 額 合 計                    | 96                            | △0               | △98                | △176                          | △177                            | 596           |
| 当 期 末 残 高                        | 739                           | △0               | 1,382              | 330                           | 2,451                           | 23,539        |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数

7社

##### (2) 連結子会社の名称

神鉄バス(株)、大阪神鉄豊中タクシー(株)、  
(株)神鉄エンタープライズ、神鉄観光(株)、  
(株)神鉄ビジネスサポート、神鉄タクシー(株)、  
(株)神鉄コミュニティサービス

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用関連会社の数

1社

##### (2) 持分法適用関連会社の名称

(株)有馬温泉企業

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

###### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ                      時価法

###### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・販売土地及び建物              個別法

- ・商品                                  主として売価還元法

- ・貯蔵品                              主として移動平均法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産              取替法（定額法）

その他の固定資産              定額法

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 運輸業

鉄道事業

鉄道事業は、乗車券類を購入した顧客に対し、鉄道による旅客輸送サービスを提供する事業であります。当該サービスについては、顧客に旅客輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

なお、定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断し、有効期間に応じて収益を認識しております。

② 不動産業

土地建物賃貸業

土地建物賃貸業は、主に神戸市北区その他の地域において、保有するテナント施設等を賃貸する事業であります。当該不動産の賃貸による収益については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しております。

③ 流通業

食品スーパー業

食品スーパー業は、主にスーパーマーケットにて食料品等を販売する事業であります。当該商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、取引価格を顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る資産及び負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③工事負担金等の会計処理

当社は、鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上しております。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

④グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

⑤法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の連結計算書類に計上した金額が翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりであります。

### (1) 不動産業（土地建物賃貸業）に属する固定資産の減損

当社グループにおいては、不動産業（土地建物賃貸業）を営業しており、不動産業に属する固定資産について、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合や、継続的な営業赤字の場合には減損の兆候があると判断し、下記（3）の判定及び認識・測定により、（2）の不動産業の有形固定資産のうち、該当する資産の減損を実施する場合があります。

### (2) 当期の連結計算書類に計上した金額

不動産業（土地建物賃貸業）の有形固定資産の合計金額 14,693百万円

### (3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの不動産業は、原則として物件を基礎とした単位で資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。その判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断した場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

減損の兆候判定に用いる翌期の営業損益や、減損損失の認識判定及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画や土地の正味売却価額等により見積もっております。

しかしながら、将来の予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、実際の結果が見積りと乖離した場合には、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 62,042百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 8,304百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

80,549百万円

3. 有形及び無形固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

66,385百万円

4. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,061,566株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 2024年6月13日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 80百万円  | 10円          | 2024年3月31日 | 2024年6月14日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年6月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 2025年6月13日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 158百万円 | 20円          | 2025年3月31日 | 2025年6月16日 |

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る取引先等の信用リスクは、取引先等の企業規模や取引規模等を勘案し、情報収集を行い、詳細情報等を把握することでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は社内規程に基づく限度額の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額   |
|----------------------------------|----------------|--------|------|
| (1) 投資有価証券（※ 2）<br>其他有価証券        | 1,334          | 1,334  | －    |
| (2) 短期借入金（※ 3）                   | 10,807         | 10,807 | －    |
| (3) 長期借入金（※ 3）                   | 43,629         | 43,073 | △555 |
| デリバティブ取引（※ 4）<br>ヘッジ会計が適用されているもの | (0)            | (0)    | －    |

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格がない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分      | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 非上場株式   | 74         |
| 匿名組合出資金 | 415        |

(※ 3) 「(2) 短期借入金」及び、「(3) 長期借入金」については、連結貸借対照表において短期借入金に含めている 1 年以内返済予定額を長期借入金へ組み替えて表示しております。

(※ 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分                              | 時価    |      |      |       |
|---------------------------------|-------|------|------|-------|
|                                 | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式         | 1,334 | －    | －    | 1,334 |
| 資産計                             | 1,334 | －    | －    | 1,334 |
| デリバティブ取引 (※)<br>ヘッジ会計が適用されているもの | －     | (0)  | －    | (0)   |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分    | 時価   |        |      |        |
|-------|------|--------|------|--------|
|       | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 短期借入金 | －    | 10,807 | －    | 10,807 |
| 長期借入金 | －    | 43,073 | －    | 43,073 |
| 負債計   | －    | 53,880 | －    | 53,880 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

短期借入金

短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、主に兵庫県内において賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 時 価    |
|---------------------|--------|
| 13,228              | 13,746 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適正に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当期に取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|         |            |         | 当期<br>(2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで) |
|---------|------------|---------|-------------------------------------|
| 報告セグメント | 運輸業        | 鉄道事業    | 9,216                               |
|         |            | バス事業    | 1,724                               |
|         |            | タクシー業   | 2,107                               |
|         |            | 調整額     | △8                                  |
|         |            | 小計      | 13,040                              |
|         | 不動産業       | 土地建物販売業 | 0                                   |
|         |            | 土地建物賃貸業 | 1,967                               |
|         |            | 調整額     | －                                   |
|         |            | 小計      | 1,967                               |
|         | 流通業        | 食品スーパー業 | 3,937                               |
|         |            | コンビニ業   | 1,051                               |
|         |            | 飲食業     | 346                                 |
|         |            | その他     | 12                                  |
|         |            | 調整額     | －                                   |
| 小計      |            | 5,347   |                                     |
| 計       |            | 20,355  |                                     |
| その他     | 建設業        | 1,250   |                                     |
|         | 施設管理・警備業   | 1,447   |                                     |
|         | 保育事業及び健康事業 | 860     |                                     |
|         | その他        | 467     |                                     |
|         | 調整額        | △813    |                                     |
|         | 計          | 3,212   |                                     |
| 調整額     |            | △1,436  |                                     |
| 合計      |            | 22,131  |                                     |

(注) 上記には「顧客との契約から生じた収益」のほか、「その他の源泉から生じた収益」1,492百万円が含まれております。「その他の源泉から生じた収益」は主に土地建物賃貸業における賃貸収入であります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|                     | 当期    |
|---------------------|-------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,156 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 1,293 |
| 契約資産（期首残高）          | 176   |
| 契約資産（期末残高）          | 292   |
| 契約負債（期首残高）          | 616   |
| 契約負債（期末残高）          | 781   |

契約資産は、建設業における顧客との工事請負契約について、当期末日時点で一定期間にわたる収益を認識したものの、未請求の当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は工事契約の支払条件に従い、請求、受領しております。

契約負債は、主に定期乗車券販売にかかる前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識された収益の額のうち期首現在の前受運賃残高に含まれていた額は、453百万円であります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,975円00銭
- 1株当たり当期純利益 143円57銭

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

|                                      | 株 主 資 本       |           |              |              |            |                |
|--------------------------------------|---------------|-----------|--------------|--------------|------------|----------------|
|                                      | 資 本 金         | 利 益 剰 余 金 |              |              | 自己株式       | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                                      |               | 利益準備金     | その他利益剰余金     | 利益剰余金<br>合 計 |            |                |
|                                      |               |           | 繰越利益剰余金      |              |            |                |
| 当 期 首 残 高                            | 百万円<br>11,710 | 百万円<br>－  | 百万円<br>7,728 | 百万円<br>7,728 | 百万円<br>△95 | 百万円<br>19,344  |
| 当 期 変 動 額                            |               |           |              |              |            |                |
| 剰 余 金 の 配 当                          |               |           | △80          | △80          |            | △80            |
| 剰 余 金 の 配 当 に 伴 う<br>利 益 準 備 金 の 積 立 |               | 8         | △8           | －            |            | －              |
| 当 期 純 利 益                            |               |           | 887          | 887          |            | 887            |
| 自 己 株 式 の 取 得                        |               |           |              |              | △295       | △295           |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                |               |           | △0           | △0           |            | △0             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）                  |               |           |              |              |            |                |
| 当 期 変 動 額 合 計                        | －             | 8         | 798          | 806          | △295       | 510            |
| 当 期 末 残 高                            | 11,710        | 8         | 8,526        | 8,534        | △391       | 19,854         |

|                                      | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |              |                |                    | 純資産合計         |
|--------------------------------------|-------------------------------|--------------|----------------|--------------------|---------------|
|                                      | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差 額 等 合 計 |               |
| 当 期 首 残 高                            | 百万円<br>639                    | 百万円<br>0     | 百万円<br>1,480   | 百万円<br>2,119       | 百万円<br>21,463 |
| 当 期 変 動 額                            |                               |              |                |                    |               |
| 剰 余 金 の 配 当                          |                               |              |                |                    | △80           |
| 剰 余 金 の 配 当 に 伴 う<br>利 益 準 備 金 の 積 立 |                               |              |                |                    | －             |
| 当 期 純 利 益                            |                               |              |                |                    | 887           |
| 自 己 株 式 の 取 得                        |                               |              |                |                    | △295          |
| 土地再評価差額金の取崩                          |                               |              |                |                    | △0            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）                  | 97                            | △0           | △98            | △1                 | △1            |
| 当 期 変 動 額 合 計                        | 97                            | △0           | △98            | △1                 | 509           |
| 当 期 末 残 高                            | 736                           | △0           | 1,382          | 2,118              | 21,972        |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

###### ②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ①販売土地及び建物 個別法

###### ②貯蔵品 移動平均法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産 取替法（定額法）

その他の固定資産 定額法

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

### (3) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、相手先の財政状態等を勘案し、出資金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① 運輸業

#### 鉄道事業

鉄道事業は、乗車券類を購入した顧客に対し、鉄道による旅客輸送サービスを提供する事業であります。当該サービスについては、顧客に旅客輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

なお、定期乗車券については、有効期間にわたって履行義務が充足されると判断し、有効期間に応じて収益を認識しております。

### ② 不動産業

#### 土地建物賃貸業

土地建物賃貸業は、主に神戸市北区その他の地域において、保有するテナント施設等を賃貸する事業であります。当該不動産の賃貸による収益については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (2) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上しております。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

### (3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### (4) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の計算書類に計上した金額が翌期の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりであります。

### (1) 不動産業（土地建物賃貸業）に属する固定資産の減損

当社においては、不動産業（土地建物賃貸業）を営業しており、不動産業に属する固定資産について、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合や、継続的な営業赤字の場合には減損の兆候があると判断し、下記（3）の判定及び認識・測定により、（2）の不動産業の有形固定資産のうち、該当する資産の減損を実施する場合があります。

### (2) 当期の計算書類に計上した金額

兼業固定資産のうち、不動産業（土地建物賃貸業）の有形固定資産の合計金額 14,730百万円

### (3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の不動産業は、原則として物件を基礎とした単位で資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。その判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断した場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

減損の兆候判定に用いる翌期の営業損益や、減損損失の認識判定及び測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画や土地の正味売却価額等により見積もっております。

しかしながら、将来の予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、実際の結果が見積りと乖離した場合には、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産 62,042百万円

##### (2) 担保に係る債務

長期借入金 8,304百万円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 78,814百万円

#### 3. 事業用固定資産 有形固定資産 79,060百万円

土地 35,382百万円

建物 5,416百万円

構築物 33,417百万円

車両 2,815百万円

その他 2,027百万円

無形固定資産 774百万円

#### 4. 保証債務

関係会社の取引先からの仕入債務に対し、連帯保証を行っております。

(株)神鉄エンタープライズ 21百万円

#### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 114百万円

短期金銭債務 1,783百万円

長期金銭債務 12百万円

#### 6. 鉄道事業及び兼業固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

66,263百万円

#### 7. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

##### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

#### Ⅳ. 損益計算書に関する注記

|              |           |
|--------------|-----------|
| 1. 営業収益      | 12,111百万円 |
| 2. 営業費       | 10,522百万円 |
| 運送営業費及び売上原価  | 6,096百万円  |
| 販売費及び一般管理費   | 1,607百万円  |
| 諸税           | 821百万円    |
| 減価償却費        | 1,997百万円  |
| 3. 関係会社との取引高 |           |
| 営業取引による取引高   |           |
| 営業収益         | 184百万円    |
| 営業費          | 1,295百万円  |
| 営業取引以外の取引高   | 734百万円    |

#### Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 当期末における自己株式の種類及び株式数 |          |
| 普通株式                | 149,148株 |

#### Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、前払年金費用等であります。

#### Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

#### Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類                      | 会 社 等 の 名 称     | 議決権等の<br>所有割合       | 関連当事者<br>との関係 | 取 引 の 内 容                     | 取 引<br>金 額   | 科 目 | 期 末<br>残 高 |
|--------------------------|-----------------|---------------------|---------------|-------------------------------|--------------|-----|------------|
| 子会社                      | (株)神鉄コミュニティサービス | 直 接<br>100%         | 工事の発注         | 工事の発注(注1)                     | 1,575        | 未払金 | 929        |
| その他の<br>関係<br>会社の<br>子会社 | 阪急電鉄(株)         | 被所有<br>直 接<br>0.98% | な し           | 不動産売買「交換」<br>売買代金(注2)<br>交換差益 | 2,230<br>425 | —   | —          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工事の発注については、競争入札等により決定しております。

(注2) 不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,777円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 110円66銭   |